

児童育成クラブ通所児童の保護者の皆様へ

草津市長 橋 川 渉

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による市立小中学校の特例日課期間の変更に伴う児童育成クラブの対応について（依頼）

日頃は、児童育成クラブ運営事業に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、感染拡大防止の観点から、市立小中学校は特例の日課とされていましたが、9月27日（月）から給食を再開し、通常のエ育活動を行われるところです。

つきましては、児童育成クラブの対応は下記のとおりとしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願ひします。

記

1. 児童育成クラブの対応

全学年通常どおり利用できます。

※平日の保育時間（下校時刻～17：30 延長有）

2. 保育料について

9月30日（木）までの緊急事態宣言期間中においては、児童育成クラブを利用しなかつた日数の保育料については、返還します。（クラブが利用日数に応じて減免すべき保育料を算定し、減免後の額を徴収するなどの対応を行います。）

3. 保護者への協力依頼（要請）

・入会されている児童が濃厚接触者等に該当された場合や検査を受けられる場合は、保護者から小学校への連絡と併せ、児童育成クラブに御連絡いただきますようお願ひします。

例 ◆保健所から、児童が濃厚接触者等となったと連絡があった。

◆児童が、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることになった。

◆児童が、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった。

・児童育成クラブ入室時は、児童にマスクの着用をお願ひします。

・児童育成クラブに登所する前に、必ず御家庭で検温を実施し、その結果をクラブへ報告してください。

・発熱や風邪等の症状がある場合は、児童育成クラブを利用できません。

・緊急事態宣言期間中は、家族等に発熱や風邪等の症状がある場合は、児童育成クラブを利用できません。

問合せ先

子ども・若者政策課

TEL 077-562-7882